

## 新型コロナウイルス感染症対策における南九州市職員の行動指針

### 1 職員及び職場の基本的対応方針

- (1) 毎日、出勤前に自宅で次の健康チェックを行うこと。  
(体温測定、呼吸器の症状・倦怠感・嗅覚異常の有無確認)
- (2) 発熱、咳等の風邪症状や息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）等の症状が見られるときは、躊躇せず出勤を控え、上司に病状を報告するとともに速やかに医療機関を受診すること。
- (3) 医療機関を受診した場合は、相談日時、医療機関受診日時、診断結果を別紙（第1号様式）により報告すること。

### 2 職場における留意事項

#### (1) 事務室等

- ① 執務中においては、マスクを着用すること。
- ② 用務で外出先から事務室に戻る際は、手指をハンドソープにより手洗いし、消毒を十分に行うこと。
- ③ 事務室は可能な場合はサーキュレーターを使用するとともに、一定の間隔で窓や扉を開放するなど十分な換気を行うこと。

#### (2) 会議室等

- ① 会議を開催する場合は、窓を開放するなど特に換気に留意するとともに、広めの会場を準備し、一人ひとりの座席の間隔を十分に確保すること。
- ② 会議は、説明を要点のみとするなど、開催時間の短縮を工夫するとともに、事前に資料配信し、メールや電話による合議制等による集約方法やインターネットでのウェブ会議も積極的に活用すること。

### 3 職場内の感染者発生に備えた対応

- ① 各所属においては、職員又はその家族に感染者が発生し、相当数の職員が出勤困難となる事態に備え、速やかに南九州市新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（令和2年4月策定）に基づく非常時優先業務の点検、見直しを行うこと。
- ② その上で、職場の感染状況等に応じて、所属長の判断により速やかに非常時優先業務の実施体制に移行すること。
- ③ 実施に当たっては、在宅勤務（テレワーク）が業務継続の観点からも有効な手段であることを踏まえ、優先度の高い業務について、可能な限り在宅勤務（テレワーク）を活用すること。

### 4 職員の出張の取扱い

- ① 当分の間、出張先の感染者発生動向や用務の緊急性、必要性を十分検討すること。やむを得ず出張しなければならない場合は、PCR等検査の活用や、「うつさない」「うつらない」行動をとること。
- ②-1 【県外の場合】

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置地域への出張は原則として行わないこと。やむを得ず出張しなければならない場合は、出張先や用務の緊急性などを各所属において十分検討の上、総務課長の了解を得ること。出張後の2週間は、特に健康管理を徹底すること。

その他の地域へ出張しなければならない場合は、出張先の感染者発生動向や用務の緊急性などを各所属において十分検討の上、総務課長の了解を得ること。

#### ②-2 【県内の場合】

県内の地域への出張は、出張先の感染者発生動向や用務の緊急性などを各所属において十分検討の上、所属長の了解を得ること。

#### ③ 十分な医療提供体制が整っていない離島への出張は十分検討すること。

### 5 勤務時間外の留意事項

集団感染を招きやすい密閉、密集、密接が重なる場を徹底して避けるなど、感染予防を意識して行動し、感染拡大地域との不要不急の往来は自粛するとともに、不要不急でない場合も慎重に対応すること。

会食については、次の点に配慮し、感染のリスク低減に努めること。

・同一グループの同一テーブルでの飲食は4人以下とすること。ただし、県が認証した第三者認証店においてはこの限りではない。

・県ステッカーを取得し、掲示しているなど、感染防止対策を徹底している店舗を選び、店舗の取組に協力する

・会話時はマスクを着用し、食べながらの会話は控え、大声で話をしない（黙食・静食に努める）

・箸やコップを使い回さない

・体調の悪い人は参加しない など

旅行については、なるべく少人数で、「新しい旅のエチケット」を守って感染防止対策を徹底し、PCR等検査の活用や、「うつさない」「うつらない」行動をとること。

### 6 週休日等の留意事項

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、発熱又は風邪の症状がある場合は外出しないなど、新しい生活様式に基づく行動を行うこと。

週休日等に冠婚葬祭等でやむを得ず県外へ外出をする場合は、事前に各課等の長へ連絡を行い、行動履歴を別紙（第2号様式）に記録し、各課等の長へ報告を行い、決裁を受けること（期間、行先（都道府県、自治体）会場又は施設名、参集人数など）。